

施策評価シート(対象:H28年度実施施策)

H29年度評価

施策名	問題解決に向けた支援体制の充実			総合計画コード	622
部名	総務部	主管課名	人権庶務課	主管課部課コード	020300
関連部課名	市民環境部(地域づくり支援課)、生涯学習部(生涯学習・スポーツ課)				

1. 施策概要

めざす 目的成果	多様化、複雑化する人権問題の解決のために、個々のケースごとのきめ細やかな支援を実現する庁内関係各課の横断的な対応と、国・県をはじめとする関係機関や民間団体との緊密な連携が確立されている。							
施策概要	①庁内関係各課と連携しながら、相談者及び被害者の支援等に努める。 ②法務局や県、他市町村などの関係機関と連携強化を図りながら、相談者及び被害者の支援に努める。 ③相談・支援体制の充実に努める。							
個別計画 関連計画	計画名称		計画期間	H	年度	～	H	年度
				H	年度	～	H	年度
				H	年度	～	H	年度

2. 実施結果

H28年度の 施策の実施内容	①法律相談(624件)、行政相談(4件)を実施した。(数値はいずれも2月末現在) ②団体等に人権の講師を派遣した。(3回) ③人権相談を実施した。(16件)					
H28年度の 基本概念(コンセプト)の実施内容	安全・安心な まち	法律相談、行政相談、人権相談などの各種相談事業を実施し、相談者の問題解決に努めた。				
	子育てが しやすいまち	相談者が子連れの場合、こども未来課から玩具や絵本などを借用し、子どもが飽きないよう工夫した。				
	つながりのある 元気なまち	市で実施する人権相談日以外に、市民等からのご相談があった場合、積極的にさいたま地方法務局での常設人権相談をご案内した。				
	自然・環境に 恵まれたまち	市民相談室に花を置き、相談者の心を落ち着かせる努力をした。				
総コスト (事業費+人件費)	単位:千円 (決算)	H28年度(見込)	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
		11,535	—	—	—	—

指標名 (説明)		単位	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	前期基本計画目標 H32年度
			目標・計画	目標・計画	目標・計画	目標・計画	目標・計画
			実績(見込)	実績(見込)	実績(見込)	実績(見込)	実績(見込)
①	人権相談件数	件	24	24	24	24	24
	(説明) 人権問題に関する年間相談件数		16	—	—	—	—
②	法律相談件数	件	720	720	720	720	720
	(説明) 市民が法的問題を解決するため 市民相談事業において弁護士に 相談する法律相談件数		624	—	—	—	—

3. 施策の分析

達成度 (目標の達成状況はどうか)	☐ A 目標・計画を大幅に上回る成果があがっている(5点) ☐ D 目標・計画を下回り、十分な成果があがらなかった(2点) ☐ B 目標・計画を十分に上回る成果があがっている(4点) ☐ E 目標・計画を大幅に下回り、ほぼ成果があがらなかった(1点) ☒ C 目標・計画どおりに成果があがっている(3点)
	(説明) ・目標と実績に乖離は見られるが、各相談体制が整えられ、結果として相談がなかった(人権侵害事案がなかった)こと捉えられるので問題はないものとする。 ・人権侵害被害者の支援においては、関係各課や県などと連携を図りながら、適切な支援に努められたと考える。また、相談日以外に相談があるような場合は、さいたま地方法務局の常設人権相談をご案内するなど、適切に対応できたものとする。
必要性 (ニーズは今後どう変化するか)	☒ A ニーズ及び解決すべき課題は大きく増加する方向にある ☐ D ニーズ及び解決すべき課題は減少する方向にある ☐ B ニーズ及び解決すべき課題は増加する方向にある ☐ E ニーズ及び解決すべき課題は大きく減少する方向にある ☐ C ニーズ及び解決すべき課題は現状と変わらない
	(説明) 人権侵害等の傾向は、その時々々の社会情勢とともに変化し、人権侵害事案件数は増加傾向にあり、救済と自立に関する行政のニーズは高まっているものとする。
施策を進める上での問題点・課題	(説明) ・人権侵害被害者を可能な限り支援するため、相談体制の充実や国、県、関係機関及び関係各課との連携を充実させていく必要がある。 ・被害者の救済には、相談員自身が専門的な知識を習得するなど、スキルアップを図る必要がある。

4. 今後の展開方針〔部としての判断〕

施策の方向性	〔複数選択可〕 ☐ 重点化 ☐ 内容の見直し					
	(説明) ・相談内容が多岐に渡るケースも多く、課単独での対応は難しい状況等もあるため、引き続き関係各課の連絡強化を図るとともに、相談員のスキルアップに取り組むことが必要と考える。 ・人権施策庁内連絡会等を活用し、担当者同士の連携を図りやすいよう努める。					
行政と市民の役割分担	☐ I 行政の関与(役割)を拡大 ☒ II 行政・市民の関与(役割)バランスを維持 ☐ III 市民の関与(役割)を拡大					
	(説明) ・人権侵害事案の解決には、行政が役割をしっかりと認識し、責任ある取組みを行う必要があり、行政間の連携や全庁各課、また国や県、警察機関等との連携が重要となる。 ・人権尊重の社会づくりには、市民との協力が不可欠であり、民間団体等と解決課題に向けた連携を図る。					
施策を構成する事務事業の次年度の方向性	事務事業名	総コスト(事業費+人件費)		有効性 貢献度	優先性 緊急性	H30に向けた 投入資源の方向性
	1 市民相談事業	11,473	11,535	5	5	現状のまま
	2 人権啓発推進事業	—	—	5	5	現状のまま
	3 人権教育振興事業	—	—	5	5	現状のまま
	4 男女平等相談事業	—	—	5	5	現状のまま
	5 女性センター管理事業	—	—	5	5	現状のまま
	計 (単位:千円)	11,473	11,535	—	—	—
☐ 6事業以上の事務事業の位置付けがあるため、別紙に記載						
審議会等の第三者機関の評価(意見)	該当する第三者機関なし					
部長の意見	人権問題の解決のためには、しっかりとした相談体制と関係機関との連携が不可欠であり、今後もそれらを充実させて、多様化・複雑化する人権問題に対応できるよう努めていく。					